

柏市地域包括支援センターの 運営事業評価について

柏市地域包括支援課
令和 2 年 2 月 1 9 日

1 柏市地域包括支援センターの運営事業評価について

- (1) 根拠
- (2) 方針

2 令和元年度の運営事業評価について

- (1) 実施概要
- (2) 柏市独自の評価

3 全国統一指標による事業評価の報告(平成30年度)

- (1) 実施の流れ
- (2) 柏市の評価結果
- (3) 地域包括支援センターの評価結果
- (4) 平成30年度における未達成項目に対する令和元年度の見通しについて

1 柏市地域包括支援センターの運営事業評価について

(1) 根拠

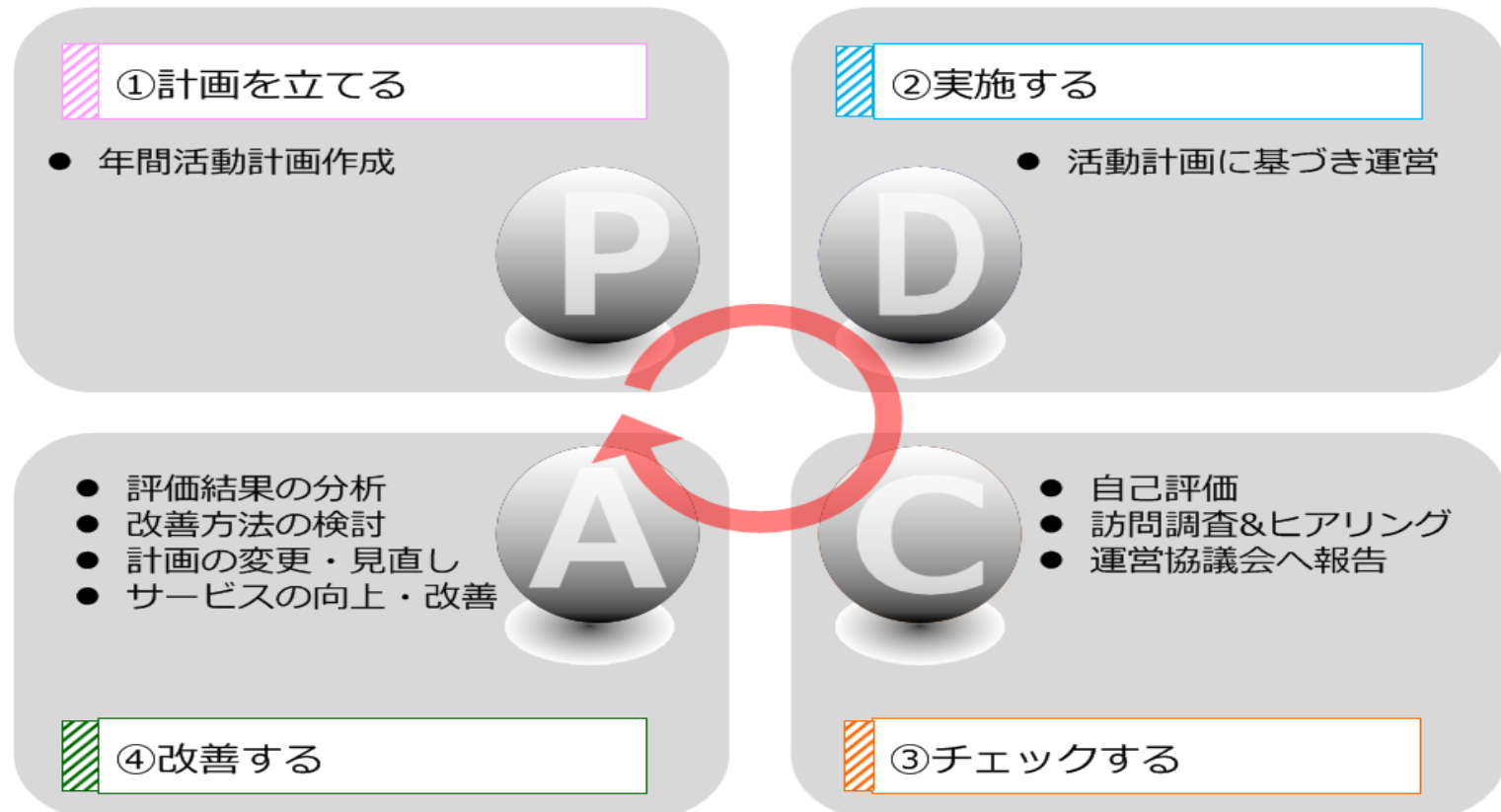
地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。（介護保険法第115条の46第4項）

市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針（市町村介護保険事業計画）の変更その他の必要な措置を講じなければならない。（介護保険法第115条の46第9項）

1 柏市地域包括支援センターの運営事業評価について

(2) 方針

地域包括支援センターの業務の状況等を定期的に把握・評価し、あわせて市の関わりについて点検し、市及び運営法人等は、事業の質の向上のために必要な改善を図る。これにより、地域包括支援センターの機能強化を推進する。



2 令和元年度の運営事業評価について

(1) 実施概要

評価内容		対象
1. 国が実施する全国統一の評価指標による評価		柏市及び各地域包括支援センター
2. 柏市独自の評価	(1) 全国統一の指標に基づいた柏市独自の指標による評価 ①自己評価 センター職員による評価 ②行政評価 自己評価を基に、センターの委託法人及びセンター職員に聞き取りを行い、実績と成果や課題を確認し、市が総合的に評価 ③運営協議会において承認	各地域包括支援センター
	(2) アンケート調査 ・センターの利用者及び関係者等へアンケート調査を実施 【対象】 ・各地域包括支援センターの利用者 ・関係機関 柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、柏市民生委員児童委員協議会、市内居宅介護支援事業所、病院医療相談員	

2 令和元年度の運営事業評価について

(2) 柏市独自の評価

ア 平成30年度からの変更点

(ア) 各評価指標 ※詳細は別添資料1 P3~13新旧対照表参照

- a 全国統一指標と柏市独自指標の**重複項目の統合や削除**
- b 全国統一評価指標の表記上の改正点を反映

(イ) 評価方法

- a 「◎,○,△」の評価から「**3,2,1**」の**選択**へ変更
 - ◎⇒3：積極的な取り組みを実施し、具体的な成果・効果があった
 - ⇒2：はい、または、仕様どおり実施した
 - △⇒1：いいえ、または、仕様に及ばない実施状況となった
- b **組織・運営体制等に関する項目については、2段階評価 (2,1)**
個別業務(総合相談支援業務, 権利擁護業務等)は、3段階評価
(3,2,1)

2 令和元年度の運営事業評価について

(2) 柏市独自の評価 イ スケジュール

時期	内容
2月	<ul style="list-style-type: none">・ 運営協議会にて令和元年度事業評価について承認・ 各センターに令和元年度活動報告や令和2年度活動計画の提出依頼
3月	<ul style="list-style-type: none">・ 各センターに自己評価の依頼・ アンケート配布
4～5月	<ul style="list-style-type: none">・ アンケート集計・ 各センターより令和元年度活動報告書及び令和2年度活動計画, 自己評価の提出
5月～6月	<ul style="list-style-type: none">・ 各センター及び法人に行政ヒアリング
7月	<ul style="list-style-type: none">・ 令和2年度第1回運営協議会にて評価結果の報告・ ホームページにて公表

3 全国統一指標による事業評価の報告(平成30年度)

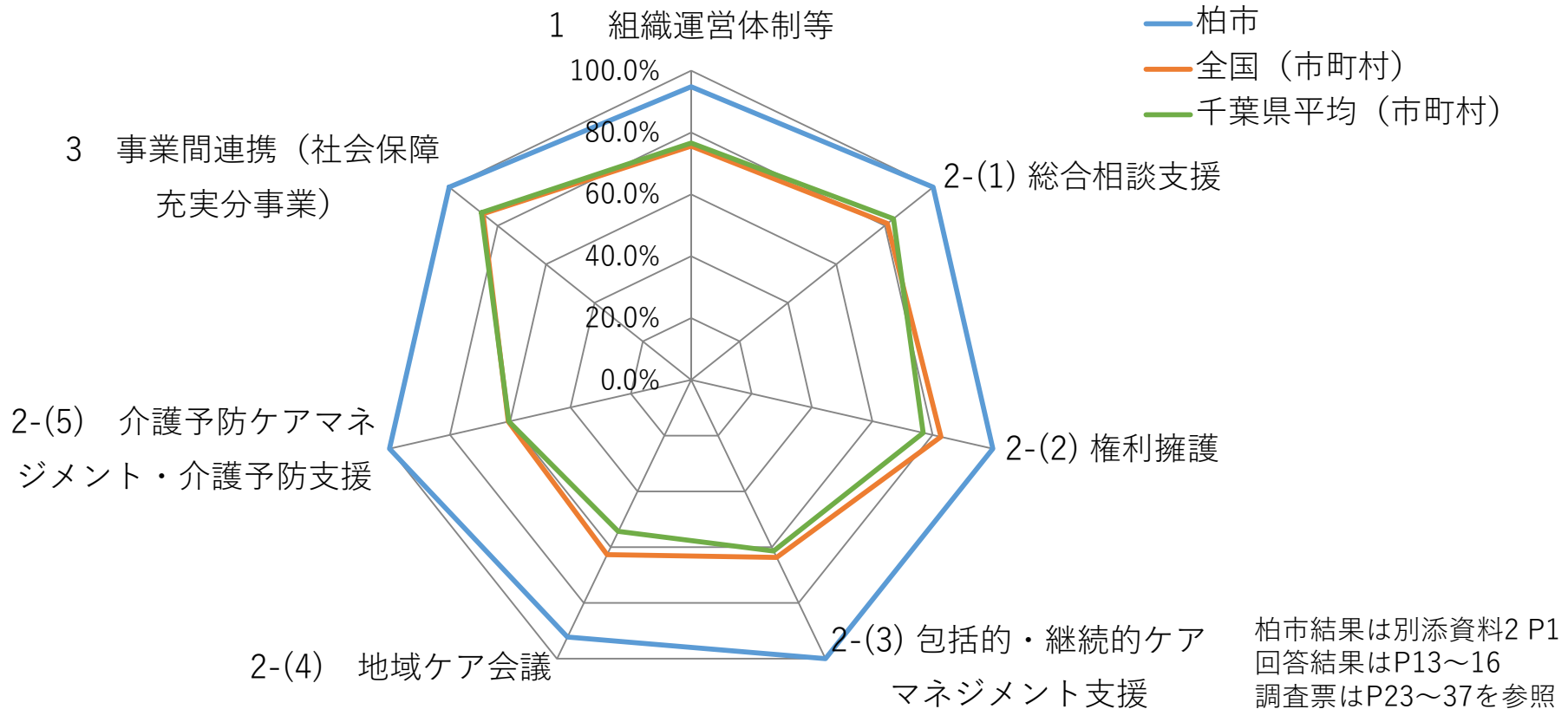
3 全国統一指標による事業評価の報告(平成30年度)

(1) 実施の流れ

実施時期	実施内容
令和元年5月下旬	「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（厚生労働省平成31年4月22日付け通知）」により、全国統一の指標による評価（市及び各センター評価）を国に提出 ※ 評価票については別添資料2 P23～38を参照
令和元年11月下旬	全国集計結果の收受
令和元年12月中旬	評価結果について各センターと共有し、令和元年度の改善状況等について確認

3 全国統一指標による事業評価の報告(平成30年度)

(2) 柏市の評価結果



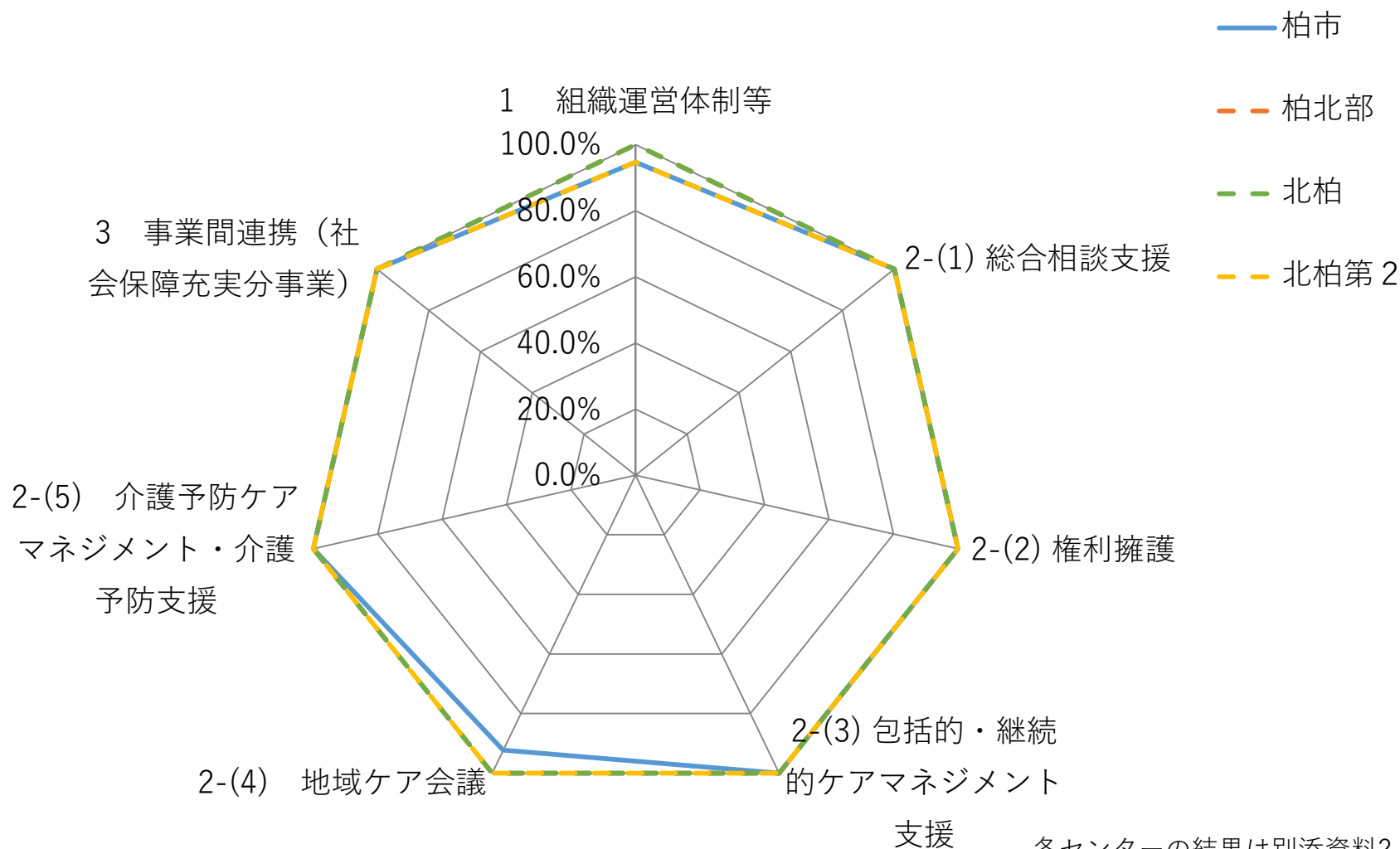
【柏市と千葉県・全国との比較】

- ・各項目において、柏市は全国市町村の平均や千葉県の平均を上回っている。
- ・組織運営体制等において、センターの3職種（準ずる者含む）一人当たりの高齢者数（圏域内の高齢者数／センター人員）の状況が1,500人以下ではないため、94.7%となっている。
- ・地域ケア会議において、会議の検討内容（センター主催及び市町村主催も含む）をとりまとめて住民向けに公表しているか、の項目が不十分なため92.3%となっている。

3 全国統一指標による事業評価の報告(平成30年度)

(3) 各地域包括支援センターの評価結果

ア 柏北部, 北柏, 北柏第2

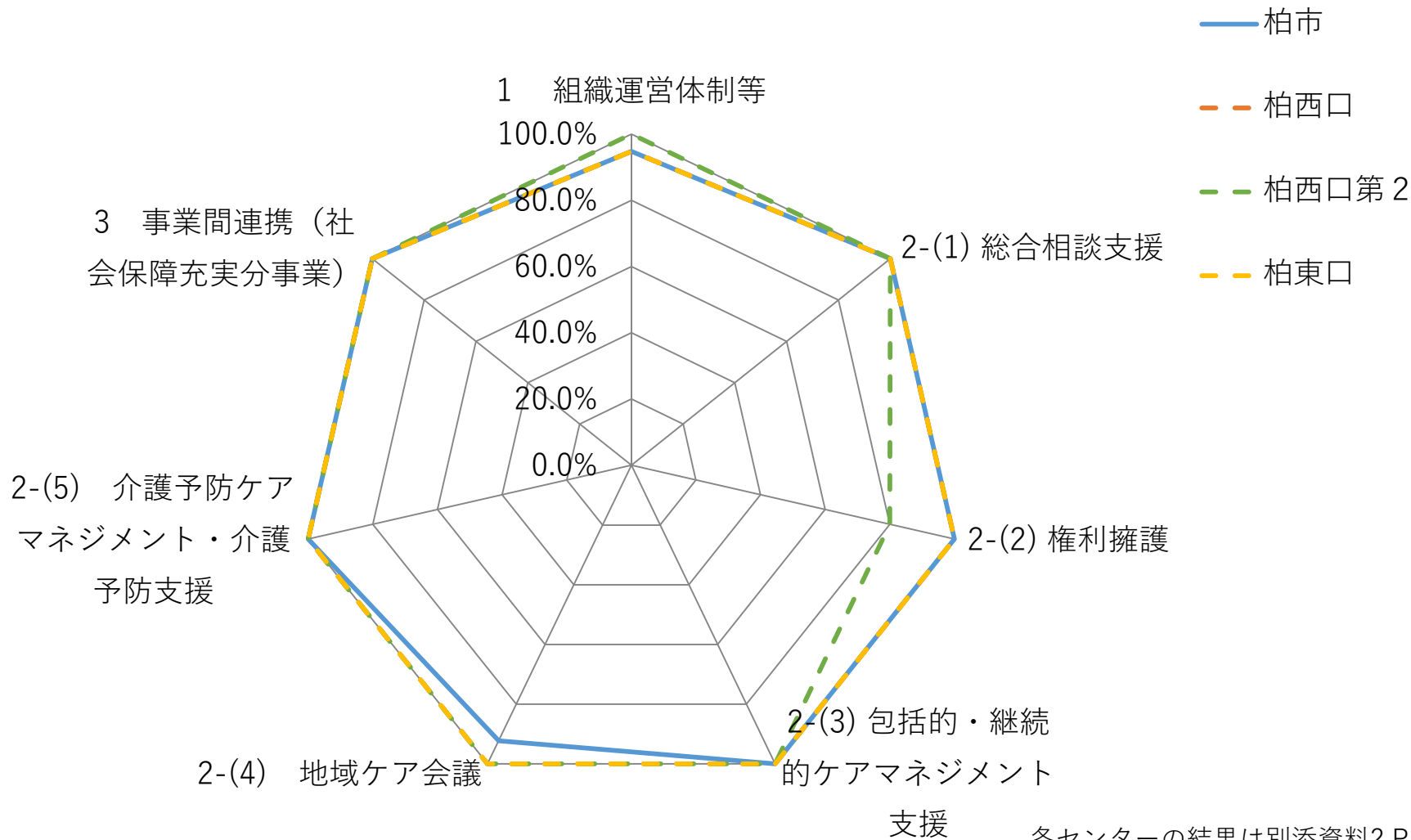


各センターの結果は別添資料2 P2~4
 回答結果はP17~22
 調査票はP38~49を参照

3 全国統一指標による事業評価の報告(平成30年度)

(3) 各地域包括支援センターの評価結果

イ 柏西口, 柏西口第2, 柏東口

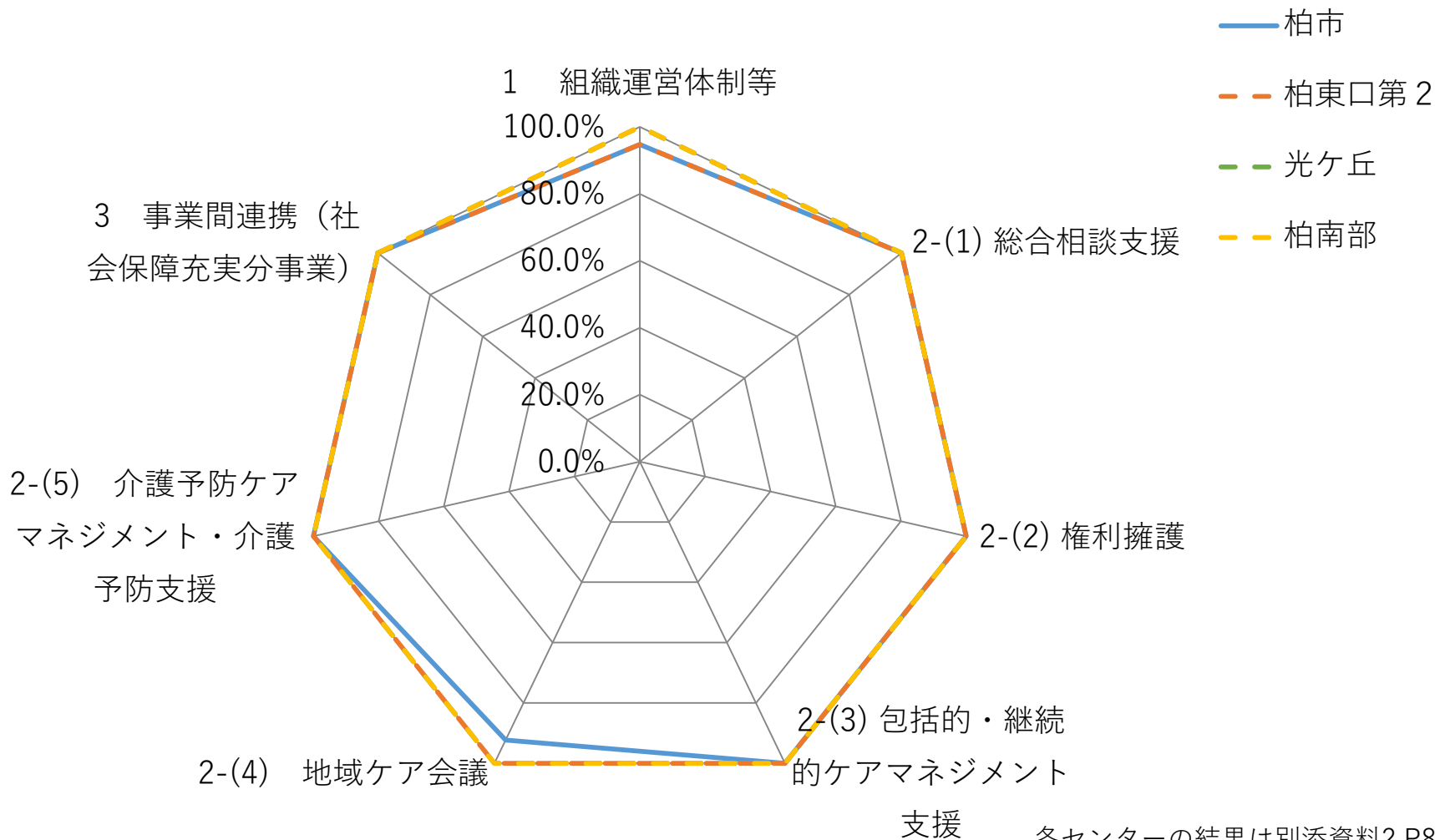


各センターの結果は別添資料2 P5~7
 回答結果はP17~22
 調査票はP38~49を参照

3 全国統一指標による事業評価の報告(平成30年度)

(3) 各地域包括支援センターの評価結果

ウ 柏東口第2, 光ヶ丘, 柏南部

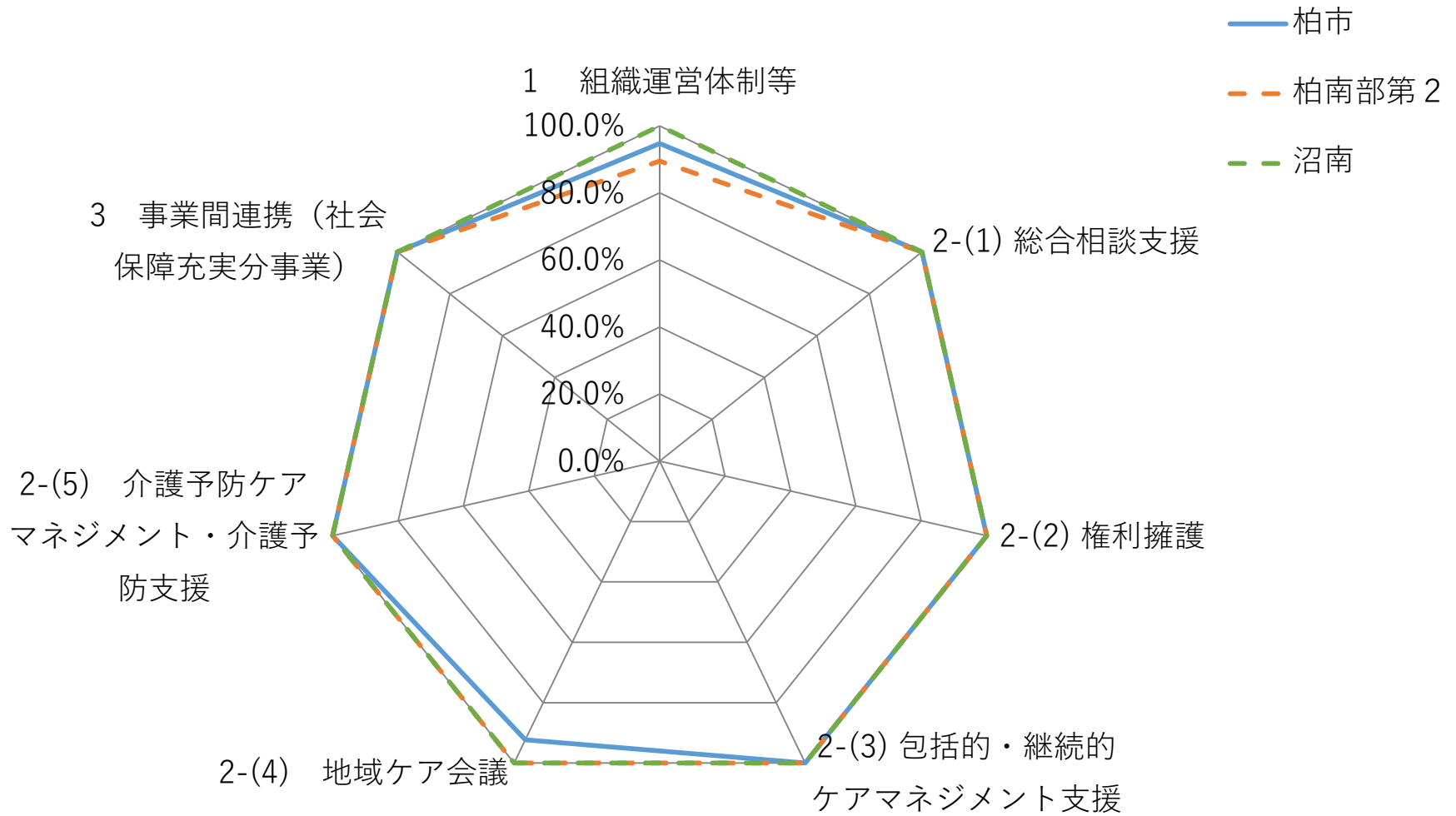


各センターの結果は別添資料2 P8~10
 回答結果はP17~22
 調査票はP38~49を参照

3 全国統一指標による事業評価の報告(平成30年度)

(3) 各地域包括支援センターの評価結果

エ 柏南部第2, 沼南



各センターの結果は別添資料2 P11~12
回答結果はP17~22
調査票はP38~49を参照

3 全国統一指標による事業評価の報告(平成30年度)

(4) 平成30年度における未達成項目に対する令和元年度の見通しについて

ア 柏市

平成30年度における未達成項目	令和元年度評価の見通し
<p>組織運営体制等 センターの3職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（圏域内の高齢者数／センター人員）の状況が1,500人以下であるか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・現在の職員配置では指標を満たしていないが、「介護保険法施行規則第140条の66第1号イ」に基づき、3,000人以上6,000人未満ごとに3職種各1名の配置基準は満たしている。・今後の運営方針は、第8期高齢者いきいきプラン21の策定に合わせて検討する。
<p>地域ケア会議 センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容を取りまとめて、住民向けに公表しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・令和元年10月30日（水）開催の地域包括支援センター運営協議会（原則公開）において、各地域包括支援センターの検討内容及び市域の課題の検討を実施し、その結果をホームページで公表しているため、令和元年度評価においては、指標を満たす。

3 全国統一指標による事業評価の報告(平成30年度)

(4) 平成30年度における未達成項目に対する令和元年度の見通しについて

イ 各地域包括支援センター

平成30年度における未達成項目	令和元年度評価の見通し
<p>組織運営体制等 3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）について、必要数を配置しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在の職員配置では指標を満たしていないが、地域包括支援センターの設置基準について（厚生労働省，老老発第1018001号）による設置基準を満たした経験のある看護師を配置し、適正な業務が行なえている。
<p>組織運営体制等 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の持ち出しに伴う管理簿の整備については、すべてのセンターにおいて整備済みのため、令和元年度の評価は、指標を満たす。 令和2年度の業務委託仕様書に個人情報の持ち出しに伴う管理簿の運用に関する内容を追記した。
<p>権利擁護 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は民生委員に対して消費者被害に関する啓発を実施しているため、評価指標を満たす。 各センターの事業計画作成時に、消費者被害に関する啓発を民生委員に対して、毎年実施できるように位置づけた。